

令和4年10月5日
第6回建設施工におけるPAS導入に関するWG
資料6

●活動内容変更に伴うWG名称の変更について

「建設施工における**パワーアシストスーツ導入**に関するWG」



令和2年度から取組みを行っていたパワーアシストスーツの建設施工現場導入に向けた活動から、建設現場で従事する技能者が働きやすい環境構築、安全性と生産性の向上に向けて新たな技術を導入することによる現場作業の変革に向けた取組を行う活動へ移行。



変更案

「建設施工における**現場作業支援のDX**に関するWG」

WG 規約【対比表】

現 行	改 定	備 考
【目的】 第1条 i-Constructionが目指す生産性向上、働き方改革、並びに多様な主体による持続可能な建設業の実現に向けて、他産業での実用化が進むパワーアシストスーツについて、建設現場への円滑な導入を図るため、産学官の関係者が一堂に会する「建設施工におけるパワーアシストスーツ導入に関するワーキンググループ」（以下、「本WG」という。）を設置し、その活用効果等に関する定量的な評価指標や現場実証手法を提示するとともに、将来に向け、我が国として取り組んでいくべき技術開発や制度整備等について議論し、<u>パワーアシストスーツの早期社会実装の支援を行うことを目的とする。</u> 【役割】 第2条 本WGの役割は、建設施工における<u>パワーアシストスーツの導入</u>に関して、以下について助言を行う。 ・ <u>パワーアシストスーツ</u>の適用効果が見込まれる具体的な作業内容（ユースケース）、評価手法等に関する事。 ・ その他、必要な事項 【構成】 第3条 本WGの委員は、各専門分野の学識者（別紙1）とし、国土交通省が委嘱する。 2 委員の任期は1年以内とし、再任を妨げない。 3 本WGにWG長を置き、本WGに属する委員のうちから、事務局が指名する。 4 WG長に事故があるときは、本WGに属する委員のうちから事務局があらかじめ指名するものが、その職務を代理する。（副WG長） 5 WG長は、本WGの議事を整理する。 6 本WGの開催については、定足数は設けない。	【目的】 第1条 i-Constructionが目指す生産性向上や、建設作業の効率化・高度化・省力化、あるいは働きやすい環境の構築、及び安全性の向上等の実現に向けて、人間拡張技術導入等による建設現場のDX推進のため、産学官の関係者が一堂に会する「建設施工における現場作業支援のDXに関するワーキンググループ」（以下、「本WG」という。）を設置する。本WGは、現場作業支援技術の活用効果等に関する定量的な評価指標や現場実証手法を提示するとともに、将来に向け、我が国として取り組んでいくべき技術開発や制度整備等について議論し、<u>現場作業者の業務・働き方の変改に寄与するDX推進の支援を行うことを目的とする。</u> 【役割】 第2条 本WGの役割は、建設施工における<u>現場作業支援のDX推進</u>に関して、以下について助言を行う。 ・ <u>現場作業支援技術</u>の適用効果が見込まれる具体的な作業内容（ユースケース）、評価手法等に関する事。 ・ その他、必要な事項 【構成】 第3条 現行のとおり	

WG 規約【対比表】

現 行	改 定	備 考
【議事の公開】 第 4 条 本WGは、原則、公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、本WGを非公開とすることができる。 2 前項ただし書の場合においては、議事要旨を公開するものとする。 3 前 2 項の規定にかかわらず、本WG、議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、本WG、議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。 (設置 令和 2 年 8 月 5 日)	【議事の公開】 第 4 条 現行のとおり (設置 令和 2 年 8 月 5 日) (改定 令和 4 年 1 0 月 5 日)	